



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年4月18日火曜日 第1752号

## ◇ 目次 ◇

落札者等の告示（2件）.....	325
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧（2件）.....	325
基本測量の終了の通知（2件）.....	326
公共測量の終了の通知.....	326
道路の供用開始（県道多喜浜泉川線）.....	326
道路の供用開始（県道落合久万線）.....	326
道路の区域変更（県道四国カルスト公園縦断線）.....	326
道路の供用開始（ " ）.....	327
道路の区域変更（県道美川松山線）.....	327
道路の供用開始（ " ）.....	327
道路の区域変更（県道池田中山線）.....	327

道路の供用開始（ " ）.....	328
開発行為に関する工事の完了.....	328
落札者等の告示.....	328

### 選挙管理委員会告示

政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体..... 328

### 任免辞令

宮城 秀樹..... 329

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第 619 号

次のとおり落札者を決定した。  
平成18年4月18日

愛媛県知事 加戸守行

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
庁内 L A N システム運用管理業務 一式	愛媛県企画情報部 管理局情報政策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成18年3月28日	株式会社愛媛電算 松山市大手町一丁目11番地7	34,860,000円	一般競争入札	平成18年2月14日

### ○愛媛県告示第 620 号

次のとおり落札者を決定した。  
平成18年4月18日

愛媛県知事 加戸守行

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
愛媛情報スーパーハイウェイ運用管理・保守業務 一式	愛媛県企画情報部 管理局情報政策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成18年3月28日	株式会社 S T N e t 高松市春日町1735番地3	118,650,000円	一般競争入札	平成18年2月14日

### ○愛媛県告示第 621 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、八幡浜市、西予市三瓶町、西予市明浜町、伊方町及び宇和島市地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。  
平成18年4月18日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・宇和海沿岸地区）計画書の写し

- 縦覧期間  
平成18年4月19日から5月19日まで
- 縦覧場所

八幡浜市役所、八幡浜市役所保内庁舎、西予市役所三瓶総合支所、西予市役所明浜総合支所、伊方町役場、伊方町役場瀬戸総合支所、伊方町役場三崎総合支所、宇和島市役所及び宇和島市役所吉田支所

### ○愛媛県告示第 622 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、四国中央市川之江町濱田、宮ノ谷、兵庫畑、稲荷山

添、畑山及び大門山地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成18年4月18日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ため池等整備事業・宮ノ谷地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成18年4月19日から5月19日まで
- 3 縦覧場所  
四国中央市役所川之江総合支所

○愛媛県告示第623号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成18年4月18日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 作業種類 基本測量（1：25,000地形図修正測量）
- 2 作業期間 平成17年4月5日から平成18年3月24日まで
- 3 作業地域 県内全域

○愛媛県告示第624号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基

○愛媛県告示第626号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年4月18日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	多喜浜泉川線	新居浜市郷四丁目甲551番2から 同市郷四丁目甲550番3まで	平成18年4月18日

○愛媛県告示第627号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年4月18日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	落合久万線	上浮穴郡久万高原町前組2515番4から 同町前組2530番2まで	平成18年4月18日

○愛媛県告示第628号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成18年4月18日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 作業種類 基本測量（基準測量）
- 2 作業期間 平成17年5月9日から平成18年3月24日まで
- 3 作業地域 新居浜市  
東温市  
宇和島市 津島町

○愛媛県告示第625号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構今治都市開発事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成18年4月18日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間 平成17年8月9日から平成18年3月24日まで
- 3 作業地域 今治市

その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年4月18日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	四国カルスト公園縦断線	上浮穴郡久万高原町西谷字高野8314番2から 同町西谷字横野8115番2まで	旧	メートル 8.0~11.4	キロメートル 0.125	
			新	8.2~21.0	0.125	

○愛媛県告示第629号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年4月18日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	四国カルスト公園縦断線	上浮穴郡久万高原町西谷字高野8314番2から 同町西谷字横野8115番2まで	平成18年4月18日

○愛媛県告示第630号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年4月18日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	美川松山線	上浮穴郡久万高原町菅生3番耕地160番31から 同町菅生3番耕地159番7まで	旧	メートル 5.0~26.5	キロメートル 0.148	
			新	21.0~54.0	0.127	

○愛媛県告示第631号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年4月18日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	美川松山線	上浮穴郡久万高原町菅生3番耕地160番31から 同町菅生3番耕地159番7まで	平成18年4月18日

○愛媛県告示第632号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年4月18日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	池田中山線	喜多郡内子町大瀬南4135番2から 同町大瀬南4130番3まで	旧	メートル 5.5~27.0	キロメートル 0.093	
			新	12.0~33.0	0.093	

## ○愛媛県告示第633号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年4月18日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	池田中山線	喜多郡内子町大瀬南4135番2から 同町大瀬南4130番3まで	平成18年4月18日

## ○愛媛県告示第634号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成18年4月18日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
18松局建（開）第1号 平成18年4月6日	東温市南方字八幡森2028番	東温市南方2049番地 和泉元 万須美

## ○愛媛県告示第635号

次のとおり落札者を決定した。

平成18年4月18日

愛媛県知事 加戸守行

落札に係る特定役務の名称及び 数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続き	入札公告日
教育情報通信ネットワークシ ステム運用管理・保守業務 一式	愛媛県教育委員会 事務局教育総務課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	平成18年3月29日	西日本電信電話株式 会社四国支店 松山市一番町四丁目 3番地	32,550,000円	一般競争入札	平成18年2月17日

## 選挙管理委員会告示

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第12号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成18年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成18年4月18日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤山 薫

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地
	代 表 者	会 計 責 任 者	
植田勝博後援会	山本 征 洋	植田 よし子	今治市東門町1-5-17
宇高英治後援会	宇高 英 治	宇高 育	四国中央市川之江町1200-2

宇都宮まゆみ後援会	宇都宮 眞由美	井 上 喜 永	松山市歩行町1 - 8 - 3
宇和島市政をよくする市民の会	上 田 義 輝	宇都宮 久 史	宇和島市和霊元町3 - 4 - 25
愛媛県商工連盟連合会川之江支部	星 川 一 治	渋 谷 栄 一	四国中央市川之江町4067
岡崎正勝後援会	岡 崎 正 勝	岡 崎 寿 明	四国中央市中曾根町2190
越智功一後援会	越 智 功 一	越 智 和 美	今治市宮窪町宮窪4182
越智文夫後援会	越 智 文 夫	越 智 清 子	今治市玉川町別所甲248 - 1
加地たかひろ後援会	加 地 宏 輔	加 地 政 輝	四国中央市中曾根町2612 - 2
光親会	橋 本 真 紀 子	橋 本 陽 子	松山市東長戸1 - 1 - 38
近藤栄一を育てる会	藤 田 悦 男	藤 原 誠	今治市宅間甲1950
篠原貞二後援会	篠 原 貞 二	西 岡 千 恵 子	喜多郡内子町内子1165
尚魂塾烈士館	明 瀬 功 尚	佐々木 直 樹	松山市祇園町9 - 13
末光光明後援会	二 宮 晴 彦	渡 辺 隆 仁	北宇和郡松野町大字豊岡1671
政治結社水心塾	秋 月 哲 明	白 石 和 久	新居浜市北新町3 - 332
にしのひろあき後援会	篠 原 秀 夫	戸 田 高 志	四国中央市金生町下分小山749 - 1
大和青年塾	松 下 武	山 本 一 男	松山市天山町1 - 11 - 18

---

**任 免 辞 令**


---

## ○任免辞令

3月20日

愛媛県技術吏員 宮 城 秀 樹

死亡

--	--